

ひたちなか市教育委員会会議録

令和2年 第12回 ひたちなか市教育委員会 9月定例会 会議録					
令和2年9月28日(月)		開会 午後2時00分		閉会 午後2時55分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子		委員 石川 拓也	委員 朝日 淳子
○欠席委員			委 員 西野 信弘		
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			井上 亨	欠席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	青少年課長補佐			薄井 英里	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席
○事務局員	総務課主幹			二川 和久	出席
	総務課主事			大江 由華	出席
1 議案審議等	議案第34号	ひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第35号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	その他（1）	児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針（案）について【公開】			
	その他（2）	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について【公開】			

令和2年第12回ひたちなか市
教育委員会9月定例会会議録

開会 14:00

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

議案第34号 ひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 お手元に議案第34号の資料をご用意ください。この度の教育委員会規則の改正理由につきましては、来年度開校いたしますひたちなか市立美乃浜学園の事前準備にあたりまして、書類等の作成上、公印を作成する必要がございますことから、公印規則を改正するものでございます。具体的な準備行為につきましては、昨年度改正した学校設置条例の中で、美乃浜学園の準備行為につきましては開校前でも事前に行うことができるものと定めております。具体的にどのような準備行為があるのかと申しますと、開校時の部活動や、PTA活動の当面の運営費としまして、本年度より部活動後援会費やPTA会費を3か月分事前に集金させていただいているところでございます。そこで、各校で集金したものを美乃浜学園校長の名義の口座に預け入れる必要があり、その口座の作成に係りまして公印が必要となることから、こちらの公印規則の中に他の学校長の印、学校の印と同様に美乃浜学園校長の印、美乃浜学園の印を規則に定めるものとなっております。以上が今回公印規則を改正する理由でございます。ご審議よろしくお願いたします。

【質疑、意見など】

石田委員 部活動の運営費について、統合前の学校で集めているものを活用するのではなく、新しい学校用も合わせて集めているということですか。

総務課長 はい、今年度は今年度の分として集めて、今年度卒業してしまう子は関係ありませんが、来年度美乃浜学園に入る予定のお子様につきましては、3か月分を上乗せさせていただいているところです。この件につきましては、開校の準備に係りPTA検討委員会というものを設けておきまして、PTA会長が中心となっているのですが、そこで審議をいたしまして、また、PTAの単会のほうにも図っていただいて、同意をいただいた上で3

か月分前倒しの集金をさせていただいているところでございます。前倒ししておかないと、4月に学校が始まってすぐ部活動のユニフォームを作るようになった場合などに運転資金がないものですから、そこはやはり前倒しして3か月分程度あれば準備できるだろうということで、集金させていただいております。

朝日委員 徴収したお金は部活動等で使うとおっしゃっていたのですが、部活動は全員参加を前提に、全員一律同じ額を徴収されているということでしょうか。

総務課長 部活動なので対象になるのが今の小学6年生から中学2年生、来年度からの後期課程の子たちを対象としておりまして、児童生徒一人当たり月千円をいただくようにしております。学年にかかわらず全員同じ額となっております。

教育長 部活動は必ずしも全員加入というわけではありませんが、部活動後援会なので、体育施設とか、特別に設置する陸上部とか、そういったものに使われていきます。生徒の皆さん全員に関わるものにも使います。

朝日委員 中学校で美乃浜学園に入らなかった場合、お金は返ってくるのですか。

総務課長 はい、ほかの学校に転校した等の場合にはお返しすることになっております。

*議案第34号 ひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第35号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

青少年課長 この要綱は、児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業、学童クラブの保育料や入会、退会など学童クラブの運営、実施に関しまして必要な事項を定めているものでございます。資料の5ページをお開きください。新旧対照表第5条(2)に掲げる世帯、ア 生活保護法の規定による被保護世

帯、イ 就学援助世帯、ウ 災害その他の特別の事由により保育料を納付することが著しく困難な場合、これを証明する書類を青少年課に提出していただくことで、負担金が無料になります。しかし、保護者が働いているために、昼間なかなか時間が取れず、手続が行えないということがございます。このため、本人からの同意があれば教育委員会の公簿等により確認し、添付書類、証する書類を省略することができ、保護者の負担軽減を図ろうとするものでございます。また、これに合わせて書類の様式の改正をするものでございます。第5条の第1項で、下線が引いてある部分ですが、「ただし、第2号に掲げる書類については、教育委員会が公募等により確認することができるときは、その添付を省略することができる。」という文を追加するものでございます。また、第5条第2項、様式につきましては整理を行うものでございます。

今回の改正によりまして、保護者の手続について簡素化し、負担軽減が図られるものと考えております。また、青少年課の事務負担も軽減でき、滞納額の縮減にもつながるのではないかと思います。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑・意見など】

特になし

*議案第35号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について、全員一致で承認されました。

その他（1） 児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針（案）について

指導課長 この基本方針は、資料の3ページの文部科学省からの通知、それから戻りまして2ページの茨城県義務教育課の通知を受けて、教育委員会として各学校における携帯電話の取扱いに関する必要事項を定めて、学校に通知するものです。今回の背景といたしましては、近年の児童生徒への携帯電話のさらなる普及、それから、災害時の連絡手段としての期待の高まりがあります。これらを受けて文部科学省が設置した有識者会議で検討し、その結果が通知されたというものでございます。内容といたしましては、資料の8ページに概要版として載っております。前回通知があったのは平成21年でございまして、21年の通知では、学校の教育活動には直接必要のないものという認識で、学校への携帯電話の持込みについては原則禁止すべきでしたが、その部分に変更はございません。そのため、個

別の状況に応じてやむを得ない場合は例外的に認めるとすることはこれまでどおりでございます。今回新たに追加されたものが、8ページ(2)2つめの一定条件、4項目あるのですが、それを満たした上で持込みを認めることになっております。条件として(1)自らを律することができるようなルールを作っていくということ、(2)管理方法やトラブルが発生した場合の責任の所在を明確にすること、(3)フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること、(4)携帯電話の危険性、正しい使い方について学校もとより家庭においても適切に行われていること、ということで、ここが追加になった部分でございます。そのために1ページで提案させていただいている基本方針といたしましては、先ほどの今回追加のことについて1項(2)に3つ掲げられているなかの一つ目、フィルタリングが適切に設定されているという条件があります。次の危険性や正しい使い方について家庭において適切に指導が行われているということ、次に自らを律することができるルールを児童生徒と保護者が考え作っているというような条件3つ、それから、預かった携帯電話を下校時に返却するまでは学校が管理に責任を持ち、それ以外での管理やトラブルが発生した場合は児童や生徒、保護者が責任を持つという責任の所在を明確にした、ということでございます。それ以外の2の情報モラル、3のネット上のいじめに関する取組、4の家庭や地域に対する働きかけについては大きな変更はございません。本方針により、学校と家庭、地域や教育委員会が連携、協力し、情報モラルや情報を主体的に判断し正しく行動できる資質や能力の育成を引き続き図っていきたいと考えています。ご協議のほどよろしく願いいたします。

【質疑・意見など】

石川委員 教育委員会の方でこういう方針がきちんと文章化されていることはとてもいいことだと思います。以前は基本的には持ってくるのは禁止で、例外の家庭については学校長が認めるということが条件で、事情を考慮した上で許可証を発行する等しておりました。そこで、許可した児童生徒については教育委員会のほうに通知などはくるのでしょうか。

指導課長 今の手続上は学校で申請を受けて許可しているということで、教育委員会に通知はされません。同じように今回も学校長判断ということで考えております。

石川委員 特に今のところ許可をした児童生徒については、問題は起きていないということですね。問題が起きたときは教育委員会で把握するというのいいと思います。携帯電話に関しては時代が変わってきているなかで、子どもたちの所有状況という、小学生でも持っているお子さんが多いと思うので、そういうことを考えると教育委員会で把握するのも検討してもいいかなと思います。

朝日委員 携帯電話で友達同士でラインのグループを作ったり、やり取りしたりするのは禁止というような決まりはないのですか。放課後やり取りをしてしまうということはないのでしょうか。

指導課長 学校に登校した時点で預かるという決まりになっています。学校に持ってこられるのは例外者だけで申請も少なく、学校に来たらすぐに預かってしまいますので、子ども同士のやり取りというのはほぼないと思います。もし放課後にやり取りなどがあつたら許可を取り消します。

石田委員 携帯電話を返してもらうのは部活の前ですか。

教育長 学校によって異なりますが、部活の後等に職員室に寄ってもらって返す形になります。例えば下校の最中に友達同士で使わないとか、そういった細かいことはこれから煮詰めていかなければならないと思います。生徒指導部委員会等で話し合っ、共通理解を持つところは持つていくという形になります。私も自分が校長だった時に携帯電話を持ってきた子はいましたが、全体の中ごく少数で、大体的場合は連絡をしたくても友達を持っていないというような状況になりますので、自宅に帰ってからの使用になると思います。自宅に帰ってからの使い方は自由になってしまいますから、登下校時の問題というのはなかったと思います。原則は持つてこないように指導をしているので、持つてこられるのは何らかの理由がある家庭になります。

指導課長 今申請がある例では、小学校が多いのですが、一人で登下校する区間が長いとか、帰るときにどうしても保護者に連絡をしなくてはならないとか、そういった家庭を認めているという状況になります。本当に例外中の例外で許可するので、そういうお子さんは許可なしに使うということは全くないです。それよりもむしろ黙って持つてきて使ってしまうお子さんのほうが指導しなくてはならないと思っております。

教 育 長 この問題に関して、一時は新聞で携帯電話を持ってくることを推進するような記事が乗っていましたが、結局は県も今までと同じように原則持ってこないような形で、ただ先ほどお話があったように一人で帰る時間が長い等の事情があって心配なお子さんに関しては許可する、その代わりルールを家庭・本人・学校で共有しましょうということになっております。

指 導 課 長 このあとはこのことを学校に通知して、今までと基本的には変わらないので、新たに加わった4つの条件、それを保護者と子どもで確認しあって今までと同じような対応をしていきたいと思えます。

教 育 長 今までは校長の判断で、保護者と相談をして決めていたものが、ある程度きちんとしたルール、条件が明確化されたということですので、この4つは最低でもないと思ってこられないですよということを各家庭にも伝えていきたいと思えます。

朝 日 委 員 学生に持たせる携帯電話についてLINEはインストールしてはいけないとか、そういう規定はできないのでしょうか。子どもに支給する携帯電話自体が、本当に親に連絡だけということで、電話やメールだけでできればいいのではないかと思います。LINE等があるからいじめも起こると思うので、そういう規制は教育委員会でできるものなのかなと思うのですが、例えば私立のように使える携帯電話をキッズケータイに限定するとか、アプリを入れた携帯を持ってきてはいけないというようなルールを作れたらいいと思えます。それが浸透すると学生時代はとりあえず連絡手段としてメールと電話だけを使うというような形で、大人になって自分でお金が払えるようになったらアプリとかを入れて使えるようにしたらいいのかなと思えます。それをどこで設定できるかという話で、携帯会社の人たちがやってくればいいのですがそういうわけにもいかないと思えますので、教育のところで歯止めというか、規制ができればと思えます。

教 育 長 行政から、このアプリを作っている企業は使うなというのは非常に難しいと思えます。また、携帯会社の方がおっしゃっていた問題は、買うときはフィルタリングをつけても、子どもが親にフィルタリングを解いてくれと行って、本人が一週間後に解除してしまうことが多いそうです。

大体そうやって外されてしまうということなので、保護者との間でのしつかりとしたルール決めというのが非常に重要になってくると思います。

その他（２） コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

青少年課長補佐

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について、文部科学省の資料「これからの学校と地域」を配布させていただきました。こちらに従いまして、制度や取組について説明をしたいと思います。本市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を具体的に推進するために、主に指導課と青少年課で準備を進めております。なお、本市の取組等の具体的な内容につきましては、現在検討しており、また、様々な団体に関わる事業であるため調整をしておりますので、後日、説明させていただきます。本日はあくまで制度の説明をさせていただきたいと思います。

資料の1ページをご覧ください。「はじめに」とございますが、近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しております。一方で、地域においても家族形態の変化や、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されているところでございます。そこで地域と学校が相互の連携・協働のもとに、学校づくりと地域づくりを進めて、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要となっております。このような状況から、平成29年の4月に法改正があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものを国の方で改正いたしまして、各教育委員会での、保護者や地域住民が学校に参画する仕組みである学校運営等委員会の設置を努力義務にいたしました。また、地域と学校が連携・協働しまして、幅広い地域住民や保護者の参加などにより、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進するために、社会教育法も改正されました。そういったことがありまして、地域と共にある学校づくりと学校を核とした地域づくりの実現に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に向かって進めております。

3ページに進みます。コミュニティ・スクールとはどのようなものかといいますと、学校運営協議会を設置した学校のことです。では、その学校運営協議会は何なのかと申しますと、法律に基づき教育委員会に任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。その仕組みが3ページ

の図に示されております。先ほど説明いたしましたとおり、コミュニティ・スクールというのはこの大きな四角にあるように、学校運営協議会を設置した学校なので、委員がたくさんおりまして、保護者代表や地域住民、地域学校協働活動推進員などがおります。また、仕組みと申しますと、学校の核となる校長先生から委員に学校運営の基本方針を説明いたします。委員は内容をよく協議して承認します。また、学校運営・教育活動についても校長先生の方から説明し、委員はそれに対して意見を言います。このような合議体となります。そして市町村の教育委員会はどのような関わり方をするかといいますが、まず、協議会を各学校に設置し、委員を任命いたします。さらに、保護者や地域の方も、その代表となります方に意見を言わせて、また、委員は保護者や地域住民の方々に、協議の結果に関する情報提供を行うような仕組みとなっております。今考えておりますのは、現在学校単位に、学校評議委員会や学校関係者評価委員会というものが設置されております。そちらの委員を統合、発展いたしまして、学校運営協議会としたいと考えております。学校運営協議会では、学校運営と地域が一緒になっておりますので、地域の方々と学校で目標のビジョンを共有することが大事とされています。つまり、学校の教育目標や、めざす児童生徒の像というものを話し合っ共有して、目標のためにどのように地域と学校で動いていくかというものをよく話し合う場として、この学校運営協議会を開いていくものになります。そして、この図の下にありますように、学校運営協議会の主な3つの役割というものがございます。こちらは、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができるということ、③教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること、となっております。このような役割を持つことになっておりますが、こちらは後ほど教育委員会の規則でどのような役割を持つかということを決めていく予定でございます。

次に、地域学校協働活動とはどういうものかということですが、学校と地域が連携して行う活動のことということになります。地域住民や学生、保護者、NPO法人、民間企業など、地域には様々な団体機関などがおります。そちらの地域住民などの参画を得まして、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして、連携・協働して行う活動のことを地域学校協働活動と呼びます。地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されてお

ります。まず「学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習」ですが、これは地域活性化のための方策を考えて実行する協働活動や、ふるさとについて学ぶこと、地域の産業や商店街の体験学習などが含まれております。また、学校によっては現在も行われているのですが、「放課後子供教室」がございます。平日又は土日、児童を対象として、学習や体験、交流といった多様な活動をしております。また、「地域未来塾」、現在は「未来塾」といたしまして、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援が含まれます。こちらがコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の説明となります。

次に、戻っていただきまして資料2ページのほうに、この二つを一つの取組として行うための図がございます。学校運営協議会の設置された学校（コミュニティ・スクール）と、今説明いたしました学校との地域学校協働活動、さらに地域の3つがありますが、この学校と地域を繋ぐ活動が地域学校協働活動ということになります。その組織といたしまして、学校には学校運営協議会が立ち上げられます。同じように地域には、そのような活動をまとめる組織といたしまして、地域学校協働本部というものが立ち上げられます。そしてそれらの組織、そして活動をまとめる、コーディネートする人材が地域学校協働活動推進員になります。この地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の委員として参画したり、この学校ではこういうことが必要だということを地域に説明したりして、「こういうことが必要だけどできる団体あるかな」というようにお話をし、人材や日程調整などのコーディネートをするような活動することになっております。こうして地域と学校が手と手を取り合って、地域学校協働活動を行なっていく取組となっております。

こちらの活動につきましては、文科省の方では、2022年度までに全部の小中学校区においてこちらの一体的な推進を図るようという努力義務を掲げております。そしてこのためには、地域と学校を繋ぐ地域学校協働活動推進員がキーパーソンとなりますので、その推進員を配置いたしまして、地域の実情に合わせて、様々な地域学校協働活動に取り組み、ネットワークの構築を目指していきます。また、組織的に安定的に継続できるような整備を推進し、社会全体の教育力の向上、それから地域の活性化を図ろうとするものでございます。

あくまでこちらから「地域の方々も〇〇をやりましょう」といってやるよりも、地域の現状というものそれぞれの地域で違っていると思いますので、「こういう取組ならやりたい」「こういう人材ならいる」といったような、やらされ感がないように自発的に活動していただきたいと

思っておりますので、私たちも丁寧に説明しながら、自治会やコミュニティ組織などと学校と協力していろいろな活動ができるように進めていきたいと考えております。説明は以上となります。

【質疑・意見など】

石川委員 学校運営協議会の設置ということで、これまでの組織が変わる形になると思うのですが、これまで学校評価委員会というものが学校に設置されていたと思うのですが、それらはこの学校運営協議会に統合される形になるということですね。そうすると、今まであった評議委員会とか評価委員会といった名称はなくなるのですか。

青少年課長 部会としては廃止となり、職名もなくなりますが、役割は学校運営協議会に移行することになりますので、その職務自体はなくなりません。

石田委員 学校運営協議会が、PTAが対象になってバランス的にどうなのかなと思っていたのですが、そのまま引き継がれるより、たとえば幼稚園の方などを加えるなど、バランスよく配置をガラッと変えるようなことはできないでしょうか。どうしてもこの対象の方たちは年齢層が高く動きにくいように感じます。

青少年課長 今お話があったように、これまであった組織、評議委員会等についてどういった役割と職種でやってきたということを、改めて検証させていただきたいと思います。その上で運営協議会についてどのような職種、若しくはどういった地域の方たちが適切なのかということを改めて考えていきたいと思っておりますので、いただいたご意見も踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

石田委員 どうしても平日に集まると、働いている人は参加できない方が多いので、バランスが悪い気がします。

青少年課長 学校の運営については、今度は参画する形ですので、なるべく欠席がでないようにバランスよく、若しくは全員で会議の運営ができるよう考えていきたいと思っております。

教育長 今までの評議員は学校が推薦して、それを教育委員会で認めるという

形なので、そういうご意見もあるということを学校にお伝えします。

閉会（14：55）